

平成 2 9 年 度 教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

日 時	平成 30 年 2 月 27 日 (火)		
	午後 0 時 58 分～午後 2 時 02 分		
場 所	中央公民館第一会議室		
出席者	藤 井 教育長                      本 高 管理課長 溝 口 委 員                      中 村 社会教育課長 林 委 員                          西 高 管理課課長補佐 福 島 委 員 二 見 委 員		

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	裁 決 の 次 第
議案第 1 2 号	大崎町家庭教育支援員設置要綱の制定について	特記事項なし	可 決
議案第 1 3 号	大崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について	特記事項なし	可 決
議案第 1 4 号	大崎町生涯学習人材バンクの設置及び取扱要項の制定について	特記事項なし	可 決

会 議 要 旨

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 委員の報告

委員

・別紙のとおり

## 委員

- ・大崎町PTA教育講演会 2.3

講演については、色について話されました。子どもの育て方について話されましたが、もつと聞きたいと思った講演でした。

- ・大崎中ふれあい作業 2.18

最後のふれあい作業に参加しました。

## 委員

- ・野方小学習発表会 2.1

かなり底冷えする日でしたが、会場には野方小学校の生徒の作品が並びどの作品も努力された素晴らしい作品でした。今年も野方保育園の園児が最前列に行儀よく並び、1年生の劇では笑いを取り入れた劇で大変楽しく見れました。インフルエンザで全体の練習が出来ず厳しいでしたが、各学年の発表もとても良い内容でした。

## 委員

- ・野方小学習発表会 2.1

冷たい雨が降り、底冷えがする一日でしたが、子ども達が一生懸命にする姿が心温まる時間でした。特に6年生の郷土芸能には感銘を受けました。先生方の合奏も毎年楽しみに聞かせていただいています。せっかくでしたら他の学校の先生方も少し出されたら良いかなと思いました。

## 4 教育長行政報告

- 1 地区対抗女子駅伝 1.27 (土)

県下一周駅伝結団式

- 2 地区対抗女子駅伝 1.28 (日)

・結果は5位でした。昨年の8位から良く頑張ってくれたと思います。

- 3 課長会 1.29 (月)

- 4 公民分館長会 1.30 (火)

町議会議員研修

- 5 朝会 2.1 (水)

菱田小訪問

野方小学習発表会

・寒い中皆さんご苦労さんでした。

- 6 大崎中登校指導 2.2 (金)

・本来なら1月に行く予定でしたが、体調が悪くてやっと登校指導に行けました。この日も寒い日でしたが、野球部がグラウンドを走っていました。

- 7 町P教育講演会 2.3 (土)

PTA懇談会

- 8 職員面接 2.7 (水)

防災教育推進委員会

・2年間の事業で文科省の指定を受けてやって来ましたが、大丸小・菱田

- 小・大崎中が参加でまとめの最後の会でした。
- 9 菱田保育園生活発表会 2.10 (土)  
大崎RC設立記念講演会  
・大崎中で講演が有りました。小学校には、ことわざ辞典100冊、給食着100着をいただきました。有り難く頂きました。  
大崎RC設立記念式典
  - 10 県小国研会長来庁 2.13 (火)  
・国語研会長が来られて、来年11月22日に大丸小を会場として研修をやりたいとの事をお願いに来られたところでした。
  - 11 国体大崎町実行委員会 2.14 (水)  
・2020年の国体実行委員会を立ち上げました。
  - 12 小学校交流学習会 2.15 (木)  
・交流学習会は、大崎中に行く為に6年生が大崎小に集まって、午後からレクリエーションをして交流を深めました。中学校からも先生2名が参加しています。
  - 13 県下一周駅伝大会出発式 2.16 (金)
  - 14 中沖保育園生活発表会 2.17 (土)
  - 15 子ども会大会 2.18 (日)  
・参加人数を心配していましたが、そのようなことも無く、内容も良くとても良い大会になりました。しかし、校区の代表が集まっての大会なので子ども会全体が集まる大会にしてほしいと思いました。
  - 16 第5回校長研修会 2.20 (火)  
県下一周駅伝大会大崎通過  
・大崎を通過前は4位でしたが、3位になり、また後で4位になりました。  
去年と同じ総合8位でした。  
選手団激励鹿屋  
女性講座閉講式
  - 17 高齢者講座閉講式 2.22 (木)  
青少年海外研修実行委員会  
図書館運営協議会
  - 18 県下一周駅伝解団式 2.23 (金)
  - 19 プログラミングシンポ 2.24 (土)  
・大崎ものづくりネットワークの主催で開催されました。参加者も80人から100人程度参加されていました。
  - 20 町公民館対抗グランドゴルフ大会 2.25 (日)  
野方公民館地域おこし講演会
  - 21 課長会 2.26 (月)
  - 22 公民分館長会 2.27 (火)  
定例教育委員会  
教育振興懇談会

報告第 42 号 大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会委員の委嘱について  
課長

大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱（平成 29 年 2 月 28 日教育委員会告示第 2 号）第 3 条の規定に基づき、大崎町学校給食食物アレルギー対応委員会委員に下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1 職名及び氏名

大崎小学校長	大 保 勉
菱田小学校長	押領司 なおみ
中沖小学校長	三 浦 義 次
持留小学校長	長 澤 俊 英
大丸小学校長	山 口 博
野方小学校長	恐 田 正 行
大崎中学校長	安 藤 晋 哉
給食担当者会代表	山 口 真
養護教諭部会代表	柏 木 海
学校医代表	春別府 稔 仁

2 委嘱期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

全委員

異議なし。

【承 認】

6 議 事

議案第 1 2 号 大崎町家庭教育支援員設置要綱の制定について  
課長

大崎町家庭教育支援員設置要綱を次のように制定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

大崎町家庭教育支援員設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭教育の向上に資するため、大崎町家庭教育支援員（以下「支援員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大崎町教育委員会（以下「委員会」という。）とする。

(活動)

第3条 支援員は、家庭教育支援に関する次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 家庭教育の支援及び相談対応に関すること。
- (2) 不登校や問題行動等の相談対応に関すること。
- (3) 家庭教育向上のための情報の提供に関すること。
- (4) その他家庭教育支援に関すること。

(委嘱)

第4条 支援員は、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び行うことが確実な者のうちから、委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 支援員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、新年度の支援員が委嘱されるまでの間、前年度の支援員がその任を代行することができる。欠員が生じた場合、補欠の支援員の任期は、前任者の在任期間とする。

(謝金)

第6条 支援員には、時間単価1,200円の謝金を支払うことができる。

(守秘義務)

第7条 支援員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

教育長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

議案第13号 大崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について  
課長

大崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように制定したいので、

大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

#### 大崎町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎町立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、大崎町立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって町民の図書館利用サービスの向上を図る。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、雑誌の購入費を負担し、図書館に提供する。

2 図書館は、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する。

3 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号のカバー表面に雑誌スポンサーの名称を表示する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

4 雑誌スポンサーは、カバー裏面に広告を掲出することができる。

5 図書館は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種は又は事業者は、雑誌スポンサーの対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

(3) たばこに関する業種

(4) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に関する業種

(5) 投機の商品に関する業種

(6) 占い又は運勢判断に関する業種

(7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種

(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業者

(9) 社会問題を起こしている業種又は事業者

- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
  - (11) 興信所，探偵事務所等を営む事業者
  - (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
  - (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関する認めに足りる相当の理由のある事業者
  - (14) 各種法令等に違反している事業者
  - (15) 行政機関からの行政指導を受け，改善がなされていない事業者
  - (16) 町税等を滞納している事業者
  - (17) その他町の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと図書館長（以下「館長」という。）が認めるもの
- 2 館長は，雑誌スポンサーがスポンサー期間に前項各号に該当するものとなったときは，契約を取消することができる。

（広告の内容）

第 5 条 広告の内容は，図書館の公共性又は社会的信頼性を損なうおそれのないものとし，次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 雑誌スポンサーが広告主でないもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (6) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (7) 社会問題についての主義主張が含まれるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの
- (11) 事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか，広告媒体に掲載する広告として適当でないと館長が認めるもの

（雑誌スポンサーの期間）

第 6 条 雑誌スポンサー期間は，図書館が掲出を決定した月の翌月から翌年の 3 月 31 日までとする。ただし，掲出の決定が 1 月から 3 月になる見込みのときは，

雑誌スポンサーとの協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

- 2 広告の掲出期間満了の2月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届（別記第5号様式）の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとする。

（雑誌スポンサーの申込み）

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して館長に申し込むものとする。

（1）掲示しようとする広告の図案及び原稿

（2）雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

- 2 雑誌スポンサーになろうとする者が、図書館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、館長が図書館資料として適当と認めたものに限り提供が可能となる。

- 3 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

（雑誌スポンサーの選定及び広告の内容確認）

第8条 館長は、雑誌スポンサーを選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を確認し、その上で修正または削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼するものとする。

（雑誌スポンサーの決定等）

第9条 館長は、第7条の申込みがあったときは、第4条の規定に基づき、その可否を決定し、雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

- 2 館長は、雑誌スポンサーに決定したものと、覚書（別記第3号様式）により契約を締結するものとする。

（広告内容の変更）

第10条 館長は、雑誌スポンサーから雑誌に掲示した広告内容の変更届（別記第4号様式）が提出されたときは、広告掲載の可否を審査し、雑誌スポンサーに通知するものとする。

（雑誌の提供中止の届出）

第11条 館長は、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届（別記第5号様式）が提出されたとき及び雑誌スポンサーが雑誌スポンサー取消通知書（別記第6号様式）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則



この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

教育長

質問はないか。

全委員

異議なし。

## 【可 決】

議案第 14 号 大崎町生涯学習人材バンクの設置及び取扱要項の制定について  
課長

大崎町生涯学習人材バンクの設置及び取扱要項を次のように制定したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

### 大崎町生涯学習人材バンクの設置及び取扱要項

(目的)

第 1 条 この要項は、生涯学習に関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有する人材を幅広く発掘しその情報を提供することにより、町民の学習活動を支援し、地域社会の活性化を図ることを目的として大崎町生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(設置主体)

第 2 条 人材バンクの設置主体は、大崎町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし事務局を社会教育課内におく。

(業務内容)

第 3 条 人材バンクは次の事業を行う。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘及び要請に関すること。
- (4) その他、人材バンクの目的達成に必要なこと。

(登録要件)

第 4 条 人材バンクに登録できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) 生涯学習活動に深い理解とボランティアへの熱意があり積極的に協力できる個人及び団体
- (2) 生涯学習に関する豊かな知識や経験、優れた技能等を有し、指導、助言ができる個人及び団体

(登録の方法)

第5条 人材バンクに登録を希望する者は、個人にあつては大崎町生涯学習人材バンク登録申請書(個人用)(別記様式第1号)を、団体にあつては大崎町生涯学習人材バンク登録申請書(団体用)(別記様式第2号)を教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を確認し、適当と認めるときは、登録者として認定する。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が登録を適当と認める者については、本人の承諾を得て登録することができる。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は、登録した日から登録した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、その日までに登録の変更又は取消しの申し出がなかったときは、登録期間はさらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

(人材バンクの公表)

第7条 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)の氏名、団体名及び活動分野は、原則として公表する。ただし登録者本人の申し出があった場合は、この限りではない。

(禁止事項)

第8条 登録者は、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の登録者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の登録者又は第三者を誹謗し、又は中傷する行為
- (5) 他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類似する行為
- (7) 人材バンクの運営を妨害する行為
- (8) その他教育委員会が不適當と判断する行為

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(登録の取消し)

第10条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請行為をしたとき。
- (2) 登録者から申し出があったとき。

- (3) 登録者が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (4) 登録者が第8条各号に掲げる行為をしたとき。
- (5) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(人材バンクの利用)

第11条 人材バンクを利用できるものは、生涯学習講座、町内在住・在勤の個人又は町内で活動している団体及び町内の小中学校などの学校教育機関とする。

- 2 人材バンクを利用しようとするものは、大崎町生涯学習人材バンク利用申込書(別記様式第3号)を提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の申請に基づき、登録者の連絡先等の情報を利用者に提供するものとする。
- 4 指導に係る謝礼、経費、交通費等を要するときは、利用者と登録者において協議して決定するものとする。なお、登録者が学校応援団事業の支援ボランティアとして活動するときは、謝礼金等は無償とする。
- 5 政治、宗教又は営利を目的とする場合、及び暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、人材バンクを利用できない。

(事故)

第12条 登録情報に起因した損害に対して、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

- 2 登録者は自己の情報について他の登録者又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、教育委員会に損害を与えないようにしなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

教育長

質問はないか。

全委員

異議なし。

【可 決】

7 委員から提出された動議の討論等

教育長より

夏休みのお盆の期間(8月13日～15日)に学校を完全に閉めるように考えています。この件についてご意見は有りませんか。

特になし。

8 その他

・新聞投稿・メディア出演状況等一覧

平成29年度 新聞投稿・メディア出演状況等一覧表(大崎町)

校名		大崎町立大崎小学校				
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	5月1日	KKB 鹿児島放送	スーパーJチャンネル		3年生	総合的な学習の時間
2	5月3日	南日本新聞	若い目	6年生になって	6年 中山 望輪	
3	5月9日	南日本新聞	地域総合	特産マンゴー食べて学んで	3年生	総合的な学習の時間
4	6月10日	南日本新聞	南日俳壇		5年 塩崎ななみ	
5	7月24日	南日本新聞	地域総合	ウナギを学び蒲焼堪能	5年生	
6	7月30日	MBC 南日本放送	大隅あれこれ	うなぎの授業	5年生	
7	8月17日	南日本新聞	若い目	カリスマ美容師目指す	6年 野崎 麗	
8	9月24日	KYT 鹿児島読売テレビ	県議会だより	文教警察委員学校訪問	—	
9	10月6日	南日本新聞	南日俳壇	網の上 我慢比べだ 秋刀魚たち	5年 中島 吉之助	
10	10月26日	南日本新聞	地域総合	児童が清掃,ごみ分別	全校児童	
11	11月3日	南日本新聞	若い目	プログラミング学んだ	6年 森岡 光彩	
12	12月22日	南日本新聞	若い目	北朝鮮選手の礼	6年 森永 匠	

学校名	大崎町立菱田小学校
-----	-----------

番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	4月13日	南日本新聞	子供のうた	生まれたよ	4年 川越 虹瑚	
2	7月12日	南日本新聞	地域総合	地震・津波どう避難	3～6年	気象庁ワークショップ
3	9月12日	南日本新聞	子供のうた	どうしてなの	4年 永田 咲弥	
4	9月21日	南日本新聞	若い目	大好きな赤いぼうし	2年 さとう そうた	
5	9月28日	南日本新聞	子供のうた	きせきだあ	4年 東 宏樹	
6	12月15日	南日本新聞	子供のうた	ドキドキ学習発表会	3年 西原 美羽	
7	1月9日	南日本新聞	若い目	うれしいアイロンがけ	1年 たまりゆりあ	
8	1月9日	南日本新聞	子供のうた	合言葉は「ピノキオ」	4年 神崎 玲奈	

学校名		大崎町立中沖小学校				
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	4月27日	南日本新聞	地域総合	児童の文字が橋名板に	5・6年生4名	

学校名		大崎町立持留小学校				
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	4月27日	南日本新聞	若い目	5年生に向けて	5年 岡元 美華	
2	2月16日	南日本新聞	企画特集	わたしたちふるさと発見隊	5・6年生及び橋口教諭	

学校名		大崎町立大丸小学校				
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	5月1日	南日本新聞	若い目	4年生の目標	4年 吉本 つばき	

2	5月3日	南日本新聞	子供のうた	こいのぼり	5年 桐木原 歩	
3	7月8日	南日本新聞	子供のうた	うんどうかい	2年 上の じゅんや	
4	9月20日	KYT 鹿児島読売テレビ	news.every	スクール Memory	4年生	ウミガメの学習・放流
5	9月27日	南日本新聞	若い目	おいしいおかずをつくる	2年 添田 なな	
6	11月8日	南日本新聞	子供のうた	まあるい月	2年 くら岩 ゆうか	

学校名		大崎町立野方小学校				
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	5月15日	南日本新聞	若い目	祖父と挑戦した韓国岳登山	6年 應本 聡太	
2	6月18日	南日本新聞	若い目	きれいな音色	4年 矢野 くるみ	
3	7月12日	南日本新聞	若い目	やさしいおばあさん	6年 小野池 汐里	
4	7月19日	南日本新聞	若い目	地震はこわい	4年 藤岡 凜珠	
5	7月30日	南日本新聞	子供のうた	炎天	5年 佐土原 暖大	
6	8月28日	南日本新聞	若い目	ぼくの名前は怜歩	6年 山本 怜歩	
7	9月20日	南日本新聞	地域総合	模擬裁判を出前授業	6年生	鹿大法文学部 出前授業
8	9月24日	南日本新聞	地域総合	南極の氷に児童ら感激	全児童	
9	9月28日	南日本新聞	若い目	南極の氷にさわった	4年 竹下 武蔵	
10	10月27日	南日本新聞	子供のうた	運動会	3年 上橋 彩奈	
11	10月26日	南日本新聞	地域総合	大崎町と泉佐野市 歴史縁に協定締結	6年生	関連記事が読売新聞(10/26)、南九州新聞(10/26)に掲載。

12	11月24日	南日本新聞	若い目	おいしい「はるカレー」	4年 二見 陸斗	
13	12月15日	南日本新聞	若い目	たぬきさん、ごめんね	4年 村山 百花	
14	2月18日	南日本新聞	若い目	世界一のウナギ	4年 和田 詩夕	

学校名		大崎町立大崎中学校				
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	掲載児童生徒等	備考
1	5月9日	南日本新聞	若い目	夢に向かい踏み出す	3年 穂園 美波	
2	8月12日	南日本新聞	地域総合	鹿児島国体へつなぐ活躍を	女子バレーボール 3年	
3	10月9日	南日本新聞	若い目	全国3位、地域に感謝	3年 川畑 心	
4	10月26日	南日本新聞	地域総合	太鼓の演奏と体験満喫	全校生徒	芸術鑑賞会
5	12月14日	南日本新聞	ひろば	情熱と愛情を持ち続ける教師に	福田 美優 教諭	12/22付南日本新聞「ひろば」欄に反響投稿あり 羽生昌弘さん
6	1月11日	南日本新聞	若い目	給食残食ゼロを目指す	1年 平野 怜央	

大崎町教育委員会						
番号	月日	掲載メディア	掲載面・放映時間	タイトル	備考	
1	11月5日	MBC 南日本放送	大隅あれこれ	防災サミット開催	防災サミット(大丸小・菱田小・大崎中発表)	
2	11月8日	南日本新聞	地域総合	南海トラフ地震身の守り方児童が発表	防災サミット(大丸小・菱田小・大崎中発表)	

## 9 翌月の行事等

- 3月11日(日) 臨時教育委員会 9時～
- 3月13日(火) 中学校卒業式 9時30分～

- 3月22日(木) 小学校卒業式 午前中  
3月22日(木) 定例教育委員会 16時00分～  
3月22日(木) 学校管理職送別会(あすばる) 18時30分～  
3月23日(金) 小・中学校修了式  
4月6日(金) 小学校入学式(午前)・中学校入学式(午後)  
4月13日(金) 転入教職員宣誓式  
4月13日(金) 転入教職員歓迎会(あすばる)

10 閉 会

会議録署名人

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員